

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年一月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一百六十条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 施設の維持に係る委託（前号に該当するものを除く。）

四 委託契約（前二号に該当するものを除く。）

第一百六十条第四項中「第三号」を「第五号」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第百六十条関係）

執行伺の決裁及び合議区分

決裁及び合議 区分	決裁区分				合議区分
	管理者	局長	課長	病院の 長	課長
1 建設工事 の起工 (契約変 更を含む。)	5億円以 上	1億 5,000万 円以上5 億円未満	1億 5,000万 円未満	5億円 未満	1億円以上 (契約変更額 が当初契約金 額の5%以上 となる場合又 は契約変更額 の累計額が当 初契約金額の 5%以上とな る場合を含 む。)
2 建設工事 の設計、調 査、測量又 は監理の委 託	1億円以 上	1,500万 円以上 1億円未 満	1,500万 円未満	1億円 未満	1,500万円以 上
3 施設の維 持に係る委 託(2に掲 げるものを 除く。)		1,000万 円以上	1,000万 円未満	○	1,000万円以 上
4 委託契約 (2及び3 に掲げるも のを除く。)		200万円 以上	200万円 未満	○	1,000万円以 上
5 土地の買	7,000万	5,000万	5,000万	7,000万	5,000万円以

入れ	円以上	円以上 7,000万 円未満	円未満	円未満	上
<p>6 重要、異例その他特殊な執行に係る伺書（固定資産の買入れにあつては執行予定額が7,000万円以上の伺書）は、課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けなければならない。</p>					
<p>7 建設工事の起工の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものとする。</p>					
<p>備考 ○印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。</p>					

別表第五を次のように改める。

別表第五（第百四十八条、第百四十九条の三、第百六十一条関係）

支出負担行為の決裁及び合議区分

区分 科目等	決裁区分				様式の区分 △支出負担行為決議書 ◎支出伝票又は振替伝票	合議区分 課長
	管理者	局長	課長	病院の長		
1 現金の支出を伴うもの (1) 給与費 給料、手当、報酬、賃金、退職給付費、法定福利費			○	○	◎	
(2) 材料費 薬品費、診療材料費、給食材料費等			○	○	◎	
医療消耗備品			○	○	△ (100万)	

費					円未満 のもの ◎)	
(3) 経費 厚生福利費、賃金、報償費、旅費 交通費、交際費、 光熱水費、保険料、通信 運搬費、諸会費、 公課費			○	○	◎	
職員被服費、消耗品費、 消耗備品費、燃料費、 食糧費、印刷製本費、 修繕費、雑費			○	○	△ (100万円未満のもの ◎)	
賃借料	100万円以上	100万円未満	○		△ (テレビ受信料、会場使用 (借上)料、寝具	1,000万円以上

					借上料、 自動車使 用料、不 動産の借 入れに係 る長期継 続契約に よるもの 及び100万 円未満の もの◎)	
委託料 (施 設の 維持 に係 るも の)		1,000万 円以上	1,000万 円未満	○	△	
(そ の他)		200万円 以上	200万円 未満	○	△	
負担金 補助及 び交付 金			○	○	△ (会議用 負担金、 研修参 加者負 担金及 び建物 の共益 費に係 る負担	

					金◎)	
(4) 研究研修費 研究材料費、図書費、研究雑費			○	○	△ (100万円未満のもの◎)	
謝金、旅費			○	○	◎	
(5) 建設改良費 施設増改築工事費 (解体等に係る工事を含む)	5億円以上	1億5,000万円以上 5億円未満	1億5,000万円未満	5億円未満	△ (事務経費で100万円未満のもの◎)	
うち委託に係るもの	1億円以上	1,500万円以上 1億円未満	1,500万円未満	1億円未満	△	
(6) 固定資産購入費	7,000万円以上	5,000万円以上 7,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円未満	△ (100万円未満のもの◎)	7,000万円以上
うちリース資産		100万円以上	100万円未満	○	△	1,000万円

						円以上
(7) 企業債償還金、支払利息及び企業債取扱諸費			○		◎	
(8) その他のもの			○	○	△	
2 現金の支出を伴わないもの			○	○	◎	

- 備考 1 ○印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。
- 2 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）によるものについては、支出負担行為決議書を使用するものとする。
- 3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。
- 4 この表の定めにかかわらず、単価契約したものについては、支出伝票又は振替伝票を使用することができる。
- 5 この表の定めにかかわらず、支出伝票又は振替伝票を使用する場合は、課長又は病院の長の決裁とする。
- 6 支出負担行為の変更に係る決裁については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県病院事業財務規程の規定は、平成三十年度の予算の執行に係るものから適用し、平成二十九年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。